

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、
當日が休日である場合)
平成九年三月二十一日

目次

◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

鳥取県家畜改良増殖計画（畜産課）

土地改良法による換地処分（農村整備課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

県道の路線の認定（道路課）

県道の区域の決定（〃）

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）

都市計画事業の認可（下水道課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）

◇公告 落札者の決定（会計課）

◇雑報 環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）

告示

鳥取県告示第百九十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

るので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社味想	味想羽合店	東伯郡羽合町大字田後一八八ほか

鳥取県告示第二百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条の三の規定に基づき、平成十七年度を目標とする鳥取県家畜改良増殖計画を定めたので、同条の第四項の規定により、次のとおり公表する。

「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県農林水産部畜産課及び各地方農林振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業に係る東龜谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

国府町

事業の種類

梶山古墳周辺整備工事

起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字岡益字上小谷地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の一の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町役場

鳥取県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のよう

鳥取県告示第二百五号

うに認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取県東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番路 号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
298	袋河原八坂線	八頭郡河原町	鳥取市八坂	

鳥取県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年三月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
袋河原八坂線	八頭郡河原町大字袋河原字下内	七・五	
	河原二一一五地先から鳥取市八坂字玉津河原六八一三地先まで	一 二七・〇	四、〇一六・〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

3 平成9年3月21日 金曜日

- 一 事業施行期間
変更なし
- 二 施行地区
変更なし
- 三 事務所の所在地
米子市観音寺四一九一六
- 四 設立認可の年月日
平成六年一月十日
- 五 事業年度
平成六年一月から翌年三月三十一日
- 六 公告の方法
事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。
- 七 變更認可の年月日
平成九年三月十八日

鳥取県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
東伯町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東伯都市計画下水道事業 東伯町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成九年三月二十一日

平成九年三月二十一日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 東伯町大字逢束字浜田河原、字浜田、字東大深田、字御供田、字出
口、字竹光、字比丘尼寺、字上風呂屋谷、字風呂屋谷、字元屋敷、字中
屋敷、字上屋敷、字石藏、字野添、字家の上、字双子塚、字長畑、字西
屋敷、字新屋敷、字鈴ヶ野、字下深溝、字深溝、字上深溝、字西ノ野、
字下谷端、字上谷端、字開キ、字道丸欠、字下道丸欠、字田越橋及び字
下田越橋、大字徳万字毛色、字西毛色、字海端、字上松、字添水谷、字
下新畑、字上新畑、字下馬込、字東馬込、字中馬込、字上馬込、字土城、
字角田、字下出口、字西垣、字盲女垣、字龍庵、字大久保田、字唐屋地、
字五反田、字田越橋下、字為信、字西為信、字東為信、字下内畑屋敷、
字内畑屋敷、字中内畑、字上内畑、字仁田下、字中上松、字仁田西通り、
字中仁田、字東上松、字三石田及び字仁田、大字丸尾字上ノ垣並びに大
字下伊勢字西荒神高下

- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

金曜日 平成9年3月21日

県取扱公報

米子境港都市計画下水道事業 新開川給水所下水路

11 事業実行期間

昭和五十八年五月十日から平成十一年三月三十日

(変更前 昭和五十八年五月十日から平成九年三月三十日)

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年3月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 事業者

(1) 名称及び代表者の氏名

王子製紙株式会社米子工場

取締役工場長 渡邊 則利	利
事業所の所在地	
米子市吉岡373	

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成3年11月鳥取県告示第806号）第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成したので、同告示第6条の規定により次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

平成9年3月21日

王子製紙株式会社米子工場

取締役工場長 渡邊 則利

利

(1) 調達件名及び数量 教育用ソフトウェアライセンスシステム 一式	(2) 調達方法 購入	(3) 契約方式 一般競争入札	(4) 落札決定日 平成9年2月10日	(5) 落札者の氏名及び住所 株式会社愛進堂 鳥取市 商栄町221-1	(6) 落札価格 47,380,000円（消費税額を含む。）
(7) 入札公告日 平成8年12月27日	(8) 落札方式 最低価格落札方式	(9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県出納局会計課 鳥取市東町一丁目220			

雑 報

2 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業
(1) 名称
パルプ・動力施設の増設事業

鳥取県公認

(2) 種類及び規模
工場等の建設(変更)(3) 実施しようとする区域
米子市吉岡373

王子製紙株式会社米子工場の敷地内

(4) 関係地域

米子市青木、朝日町、愛宕町、赤井手、岩倉町、陰田町、今在家、石井、一部、
 泉、内町、浦津、榎原、大谷町、尾高町、大袋、奥谷、尾高、勝田町、皆生、皆
 生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、
 皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁
 目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、兼久、上福原、上福原三丁目、上福原四丁目、
 上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、加茂町一丁目、加茂町二丁目、蛟
 屋、觀音寺、上新印、河岡、河崎、祇園町一丁目、義方町、車尾、久米町、熊党、
 糸町一丁目、糸町二丁目、糸屋町、古豊千、三本松一丁目、三本松二丁目、三本
 松三丁目、三本松四丁目、塩町、昭和町、下新印、下郷、新開一丁目、新開二丁
 目、新開三丁目、末広町、大工町、高島、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、
 立町四丁目、茶町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、道笑町一丁目、道笑町
 二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、中町、中島、永江、灘町一丁目、
 灘町二丁目、灘町三丁目、奈喜良、西町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、
 西倉吉町、二本木、西福原、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福
 原四丁目、西福原五丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原
 九丁目、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、旗ヶ崎一
 丁目、旗ヶ崎二丁目、花園町、橋本、東町、東倉吉町、東福原一丁目、東福原二
 丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁
 目、東福原八丁目、東山町、東八幡、日野町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、
 日原、福市、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、法勝寺町、万能町、
 三旗町、水浜、美吉、宗像、明治町、目久美町、弥生町、八幡、陽田町、四日市

3 総覽の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

米子市吉岡373

王子製紙株式会社米子工場総務課

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部環境政策課

米子市加茂町一丁目1

米子市環境部環境課

西伯郡日吉津村大字日吉津872-15

日吉津村民課

西伯郡淀江町大字西原1129-1

淀江町企画調整課

(2) 期間及び時間

平成9年3月21日(金)から同年4月21日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(3) 意見書の提出期間等

4 関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について環境の保全等の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

平成9年3月21日(金)から同年5月6日(火)まで

(2) 提出先

〒689-35 米子市吉岡373

王子製紙株式会社米子工場環境管理室

(3) 記載事項等

様式は自由とするが、①氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、②対象事業の名称並びに③環境の保全に関する意見を簡潔に記載すること。